

# 業 務 委 託 仕 様 書

## 1. 業務名

令和6年度 農業・農村むら機能活性化支援事業業務委託

## 2. 業務目的

中山間地域における農業や集落の維持を図るためには、集落の住民が集落の将来を見据え、集落の農地、農業用施設をどのように守り、引き継いでいくかを話し合うことが重要です。

本業務は、住民が主体となった集落点検を通じた課題の抽出及び住民の合意に基づき、地域の将来計画を策定することを目的としています。

## 3. 業務内容

実施地区において、将来計画を策定するものとし、策定に当たっては、住民での話し合いを必須とし、以下の項目について、効果的な方法で実施すること。

- ・ 住民の話し合いが円滑にかつ効果的に実施されるようにファシリテーターの役割を担うこと。
- ・ 地域外部(受注者等)が考える課題ではなく、住民意識に基づく集落内部の課題を抽出すること。
- ・ 課題に対する質の高いアイデアを求めるにあたり、住民の自主性を高める取組を行うこと。
- ・ 住民の合意形成を行った実効性のある将来計画とすること。

○実施地区：有田川町沼地区

○実施予定時期：1月～3月

なお、実施地区との調整により実施予定時期に変更が生じることがある。

○作業項目

### ①事前打ち合わせ

- ・ 業務実施方法及び実施スケジュールについて打ち合わせを行う。

### ②事前調査

- ・ 地域資源、課題の現地調査に加えて、担い手や耕作放棄地の発生状況等営農に関する聞き取りや現地調査を重点的に実施し、将来計画の策定を見据えた集落住民の意見を引き出すために必要な情報を収集する。

### ③住民の話し合い（ワークショップ）の実施

- ・ 実施地区において、課題の抽出及び住民の合意に基づく将来計画を策定するための住民の話し合い（ワークショップ）を3回実施する。

### ④事後打ち合わせ

- ・ 本年度の成果について打ち合わせを行う。

### ⑤成果品とりまとめ

- ・ 下記「6. 委託業務成果品について」に基づき、成果品を作成する。

提出部数：委託事業報告書2部 及び 電子データ2部

## 4. 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月24日まで

5. 業務計画の提出

契約締結後、速やかに委託業務計画書（別記第1号様式）を提出するものとする。

6. 委託業務成果品について

- ・住民の話合いにより策定した将来計画及びその過程については、住民の話合い終了後速やかに電子データにより提出すること。
- ・委託業務終了時に委託業務結果報告書（別記第2号様式）を作成し、契約期間終了までに報告を行うこと。また、成果品については規定部数を提出すること。

7. その他

本仕様書に定めのない内容事項が生じた場合、県と協議し決定すること。